

新潟市告示第 14 号

道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市中央区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 20 年 1 月 11 日

新潟市長 篠田 昭

道路の種類	路線名	区間	変更前後別	敷地の	
				幅員 (m)	延長 (m)
市道	広小路通線	新潟市中央区東堀通九番町 1391 番 2 地先から 新潟市中央区並木町 2397 番 2 地先まで	前 A	3.8 ~ 19.9	549.4
		新潟市中央区東堀通九番町 1391 番 2 地先から 新潟市中央区並木町 2394 番 3 地先まで	前 B	9.0 ~ 46.9	490.9
		新潟市中央区東堀通九番町 1391 番 2 地先から 新潟市中央区並木町 2397 番 2 地先まで	後 A	3.8 ~ 19.9	549.4
		新潟市中央区東堀通九番町 1391 番 2 地先から 新潟市中央区並木町 2394 番 3 地先まで	後 B	10.5 ~ 46.9	490.9

備考 上記 A 及び B は，関係図面に表示する敷地の区分をいう。